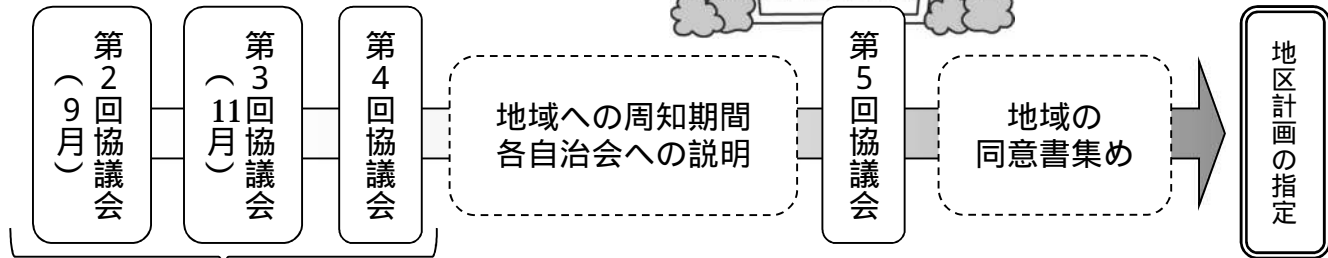


- ・アジ研の北側については、歩道を整備してもらえればありがたい。
アジ研の北側は既存の樹木をできるだけ残し、緑地帯にしたいと考えています。また、その中に歩行者専用通路も整備したいと考えています。
- ・アジ研について、過去の勉強会の資料では7階まで建つというシミュレーションを行っているが、7階は高すぎるのではないか。
国としては、高さを15mに制限され、建ぺい率・容積率も制限されると二重の制限がかけられてしまうので、せめて高さの制限は20mにしてほしいとのことです。今後は、北側の住宅地にできるだけ日影の影響が出ないような高さの制限を設定できるよう協議を継続します。
- ・過去の勉強会では矯正研の高さは20階までということだったがどうなっているのか。
10階程度に抑えたいと考えていますので、今回の案では容積率150%、高さの最高限度を30mとして提案しています。
- ・今回の地区計画の内容は規制が厳しい内容なのか。
アジ研の北側にお住まいの方からすれば緩いかも、一方で、国からすれば厳しい規制だと思います。
- ・大規模マンションが開発されると地域の交通量が増えると思う。車を停める場所もないだろうし、子どもの通学路など危険性が増加しそうで。くれぐれも、安全・安「身」を徹底してほしい。

主な意見や質問の抜粋です。

3. 今後の予定等

地区計画の指定に向けて



関係機関と制限内容の協議・調整

関係機関との協議の状況によっては、今後変更となる場合があります。

ホームページ公開のお知らせ

まちづくりニュースは、市のホームページでもご覧になることができます。
(ホームページの開き方は、以下の要領を参照ください)
なお、ホームページだけでなく、市役所計画課の窓口でも配布しています。



<ホームページの開き方>

- 1 インターネット上で府中市のホームページを開く。
府中市のホームページアドレス <http://www.city.fuchu.tokyo.jp/>
- 2 トップページから「行政情報」の「計画・審議会・協議会」の「計画」を選択する。
- 3 「都市基盤分野」の「府中市まちづくり推進事業」を選択する。
- 4 「晴見町地区」を選択する。

発行・問合せ：府中市都市整備部計画課
〒183-8703 東京都府中市宮西町2丁目24番地
電話：042-335-4335(直通)
FAX：042-335-0499
Mail：tosikei01@city.fuchu.tokyo.jp

晴見町地区まちづくりニュース 第7号

平成26年10月発行

日頃より、市政にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。
晴見町一丁目及び二丁目では、具体的なまちづくりルールを地区計画として定めるため、6月に地区内の自治会長の方々を中心として、晴見町地区まちづくり協議会を設立しました。今後は協議会において地区計画の内容について協議を進めてまいります。
今回のまちづくりニュース第7号では、9月4日に開催されました第2回晴見町地区まちづくり協議会の内容についてお知らせいたします。

1. 第2回晴見町地区まちづくり協議会を開催しました。

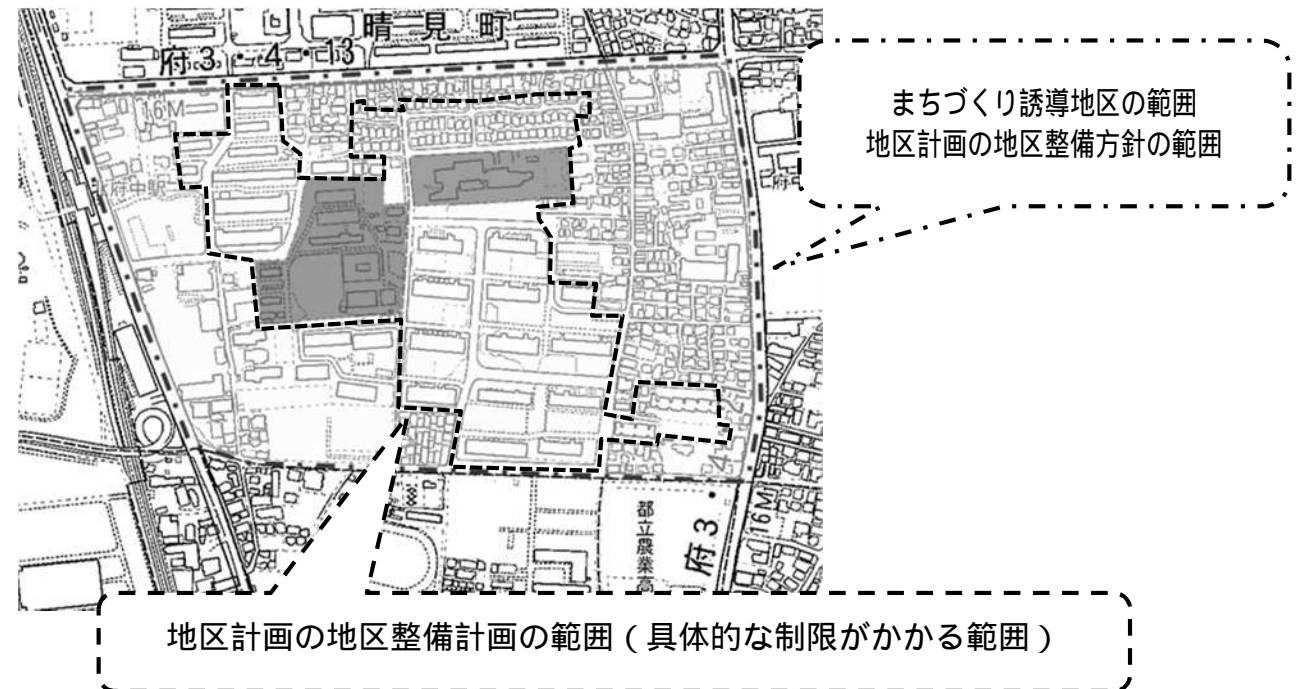
第2回協議会では、法務省関連施設のある国有地における地区計画の制限内容等について、これまでの勉強会等で出された意見をもとに、市が作成した地区計画の案を説明しました。制限内容に盛り込む主な事項については2～3ページ、意見交換の内容については4ページをご覧ください。



開催概要

開催日時 平成26年9月4日(木) 19:00～20:30
開催場所 晴見町第2公園内 晴見町公会堂
出席者 19名
説明内容 (1)国有地における地区計画の制限内容等
(2)今後のスケジュール
(3)関係機関との協議状況の報告

【範囲図】

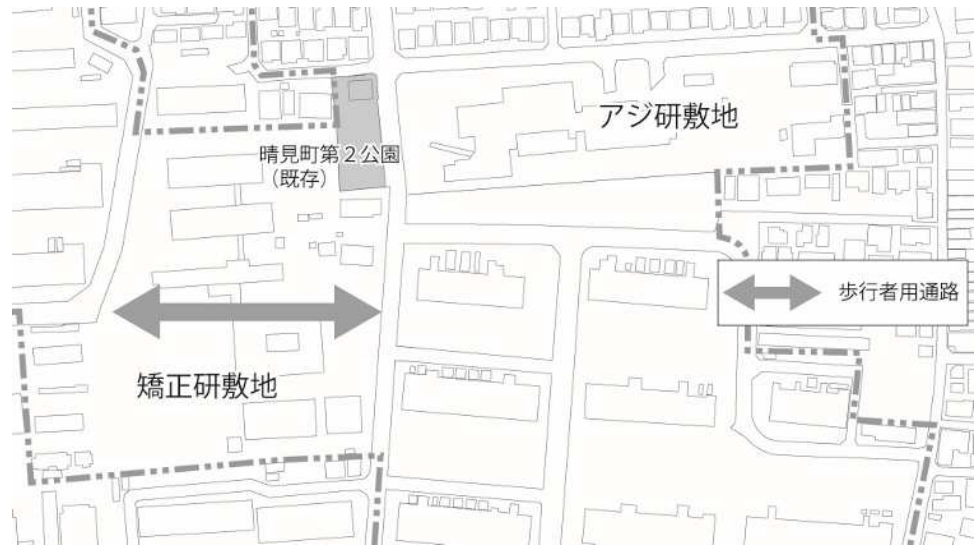


2. 検討している地区計画の内容 ※現在調整中の内容であり、今後変更となる可能性があります。

地区施設の整備

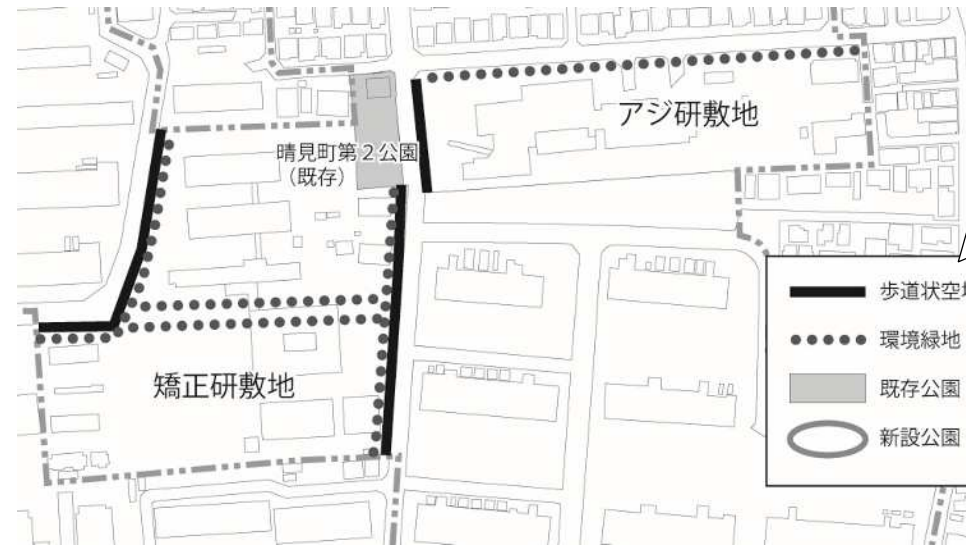
【敷地内歩行者用通路の整備】

地区内の東西を結ぶ歩行者用の通路を整備することで、北府中駅とのアクセスを確保し、安全で快適な歩行者ネットワークを形成します。

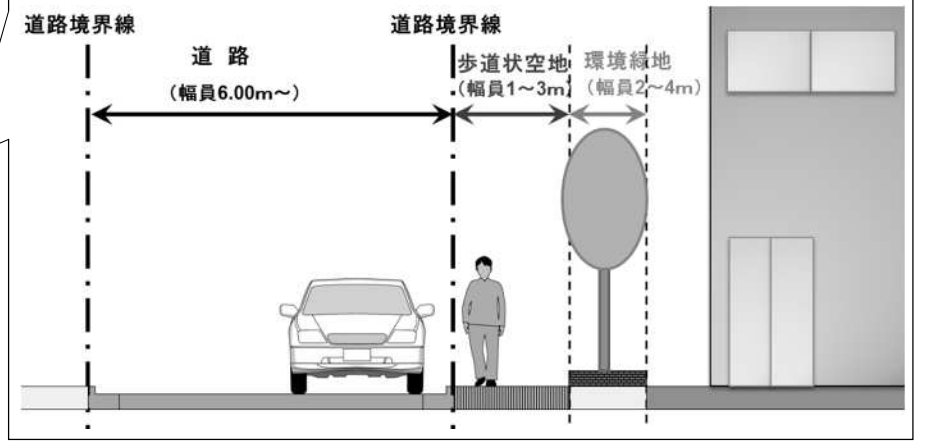


【歩道状空地・環境緑地の配置・公園の整備】

道路や通路に面して、歩道状空地及び環境緑地を配置することで、緑豊かなゆとりあるまち並みを形成します。地区における憩いの空間を形成するため、既存の公園と一体となった公園を整備し、適切な維持・管理を行います。



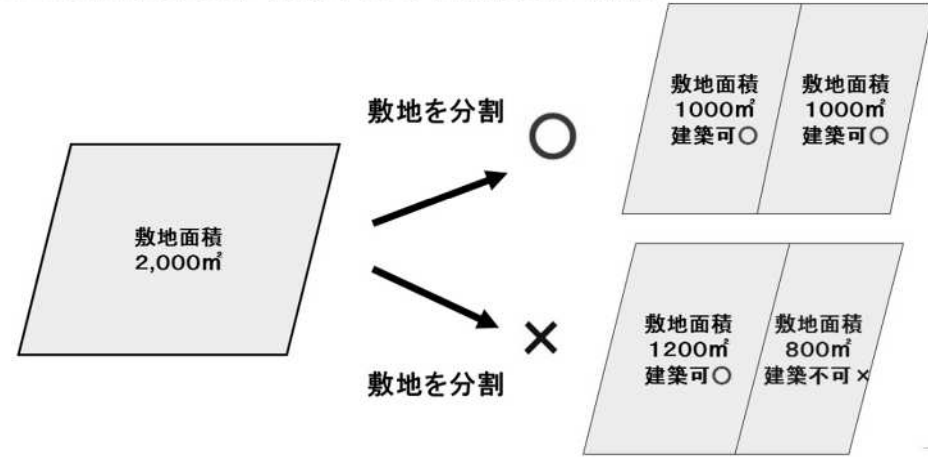
～歩道状空地・環境緑地のイメージ図～



敷地面積の最低限度

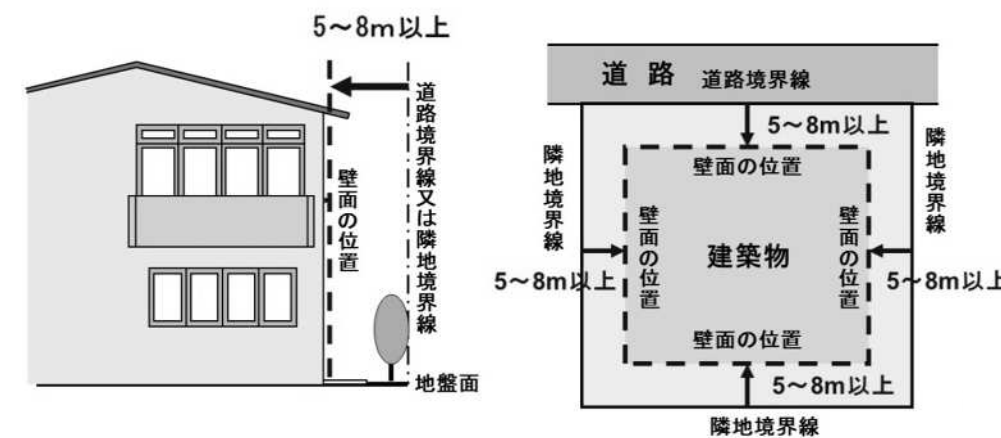
敷地を細分化して利用しないよう、敷地の最低限度を定めます。

【100㎡未満の敷地に分割することを制限した場合】



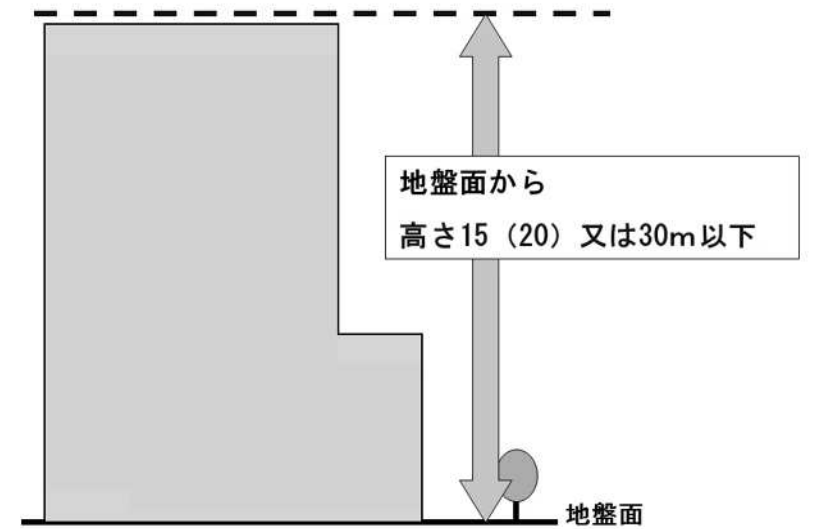
壁面の位置の制限

敷地ぎりぎりに建物がたって圧迫感を与えないよう、敷地境界線からの建築物のセットバックを誘導するため、壁面位置の制限（5～8m）を設けます。



高さの最高限度

周辺の低層住宅と調和した高さとなるよう高さの最高限度を定めます。

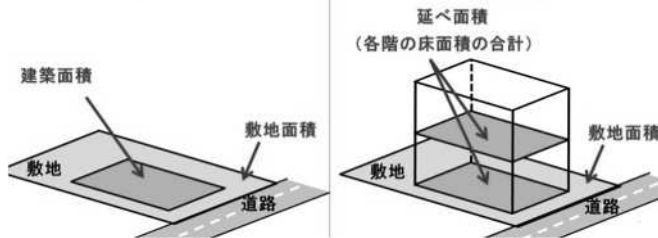


建ぺい率・容積率

大きなボリュームの建物が建たないように、建築敷地に対する床面積などを規制します。

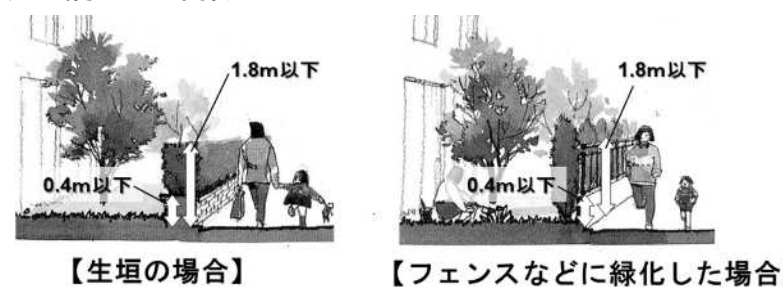
$$\text{建ぺい率} = \frac{\text{建築面積}}{\text{敷地面積}} \times 100\%$$

$$\text{容積率} = \frac{\text{延べ面積}}{\text{敷地面積}} \times 100\%$$



垣又はさくの構造の制限

防犯性の向上、通風・採光を確保するため、垣・さくの構造を制限します。



地区計画では、これらの他にもルールを定めることができます！
今後も検討経過をニュースで報告させていただきます！

